

# 令和8年度 旧避難指示区域等内国有林における森林整備の実施に必要な放射性物質関係調査事業仕様書

## 1 事業の目的及び概要

東京電力福島第一原子力発電所の事故から15年が経過し、福島県内の避難指示区域については、順次避難指示が解除され住民の帰還が進んでいるところである。

この間、環境放射線モニタリング調査事業等を通じて森林内の空間線量率の低減が確認されているところである。本事業は国有林野事業の実施に当たり、次年度以降の主伐又は間伐を計画している小班・エリアを単位として歩行サーベイを用いた森林内の空間線量率分布調査、立木の樹皮中放射性物質濃度調査等を行い、施業実施の可否や施業可能時期を把握するものである。

## 2 調査の履行期間

契約締結の日から令和9年2月10日まで

ただし、別紙1「旧避難指示区域等内国有林における森林整備の実施に必要な放射性物質関係調査事業箇所一覧表」（以下「調査箇所一覧表」と言う。）及び、別紙3「国有林林道調査一覧」に示している調査箇所については、概要データをそれぞれに示す期日までに提出すること。

## 3 調査実施箇所

調査実施箇所は、別紙1の調査箇所一覧表のとおりとし、位置については別紙2による。

## 4 調査方法及び取りまとめ

### (1) 調査方法

事業着手前に調査実施箇所のおおよその空間線量率を最新の航空機モニタリング結果等により把握すること。

調査方法については、下記①・②・③・④により現地調査を行うこととするが、各調査とも降雨・降雪・積雪時の現地調査は行わないこと。

#### ① 歩行サーベイ

ア 小班内において、歩行サーベイ機器を用いて連続的に森林内の空間線量率を測定すること。

歩行サーベイ機器は、シンチレーション式サーベイメータ及び高精度GNSS端末、又は両機の機能を有する機器を用いて地上

1.0mの高さで測定し、測定ポイントはGNSS機器と連動させ記録すること。

イ 歩行については、小班内を50m程度の間隔で等高線沿いに歩行することを基本とし、小班の大きさや形状を踏まえ、データに偏りが生じないように効率的に計測すること。

ウ 歩行サーベイ後は、調査データをマッピング（逆距離加重法（IDW）により表示）し、空間線量率の分布が明確になるよう色彩を調整すること。

エ 使用する測定機器は、「放射線測定に関するガイドライン」（平成23年10月21日付文部科学省・日本原子力研究開発機構）（以下「放射線測定ガイドライン」という。）に基づき校正済であること。GNSS機器についても経緯度の測定・記録に齟齬がない機器を使用すること。

## ② 樹皮調査

ア 調査No.1～35, 38～61については歩行サーベイにより空間線量率が高い順に地点を選抜し、当該地点近くの立木樹皮濃度放射性物質濃度を調査すること。

調査木の本数は、1.00ha当たり3本を測定することし、1.00haを超える場合は切り上げ整数止めで得た面積に対して1.00ha当たり3本（0.50haに満たない場合は2本）の比率で主要樹種の樹皮をGM管式サーベイメータで測定すること。測定に当たっては樹種名・地上高1.2mの直径（2cm括約）・樹高を測定・記録すること。この際、 $\beta$ 線をアクリル板で遮断した場合とアクリル板を用いない場合の両方を測定するものとし、アクリル板を用いない測定値からアクリル板を用いた測定値を差し引くことで、立木状態における林内バックグラウンド（ $\gamma$ 線の影響）を除外した樹皮の $\beta$ 線表面計数率を求め、4方位の測定結果の最大値をもって各調査木の $\beta$ 表面計数率とし、得られた数値から発注者が示す推定式により樹皮中放射性物質濃度を測定すること。

イ 調査No.36、37については、歩行サーベイにより空間線量率を計測し1,000 m<sup>2</sup>につき1地点を選抜し、当該地点近くの立木樹皮濃度放射性物質濃度を調査すること。

「福島県民有林の伐採木の搬出に関する指針について」（平成26年12月17日付け森林整備課・林業振興課 最終改正 令和7年12月3日）（以下「福島県指針」という。）の4（1）イ（イ）による調査を実施すること。調査木の本数は、1,000 m<sup>2</sup>当たり1本を測定することし、スギもしくはヒノキの樹皮をGM管式サーベイメータで測定すること。測定に当たっては樹種名・地上高

1. 2mの直径（2 cm 括約）・樹高を測定・記録すること。この際、 $\beta$ 線をアクリル板で遮断した場合とアクリル板を用いない場合の両方を測定するものとし、アクリル板を用いない測定値からアクリル板を用いた測定値を差し引くことで、立木状態における林内バックグラウンド（ $\gamma$ 線の影響）を除外した樹皮の $\beta$ 線表面計数率を求め、4方位の測定結果の最大値をもって各調査木の $\beta$ 表面計数率とし、得られた数値から発注者が示す推定式により樹皮中放射性物資濃度を測定すること。

また、「福島県指針」の4（1）イ（ア）による計測も実施すること。対象とする樹木は「福島県指針」の4（1）イ（イ）の調査で対象となった樹木のうち2,000 m<sup>2</sup>につき1本となるように選定して実施すること。

ウ 使用する測定機器は、放射線測定ガイドラインに基づき校正済のGM管式サーベイメータとする。

エ 調査木については、後日確認ができるようカラーテープ等を胸高部に巻き付けること。

### ③ 土壌調査

ア 上記②の樹皮調査を実施した立木の東西南北4方位のうち最も高い表面計数率を示した方向で、立木から半径2 m以内の土壌を表層から15 cmの深さまで採取し、均一性を確保するため100回程度攪拌した後、「除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」（厚生労働省 平成23年12月22日付け基発1222第6号）（以下「除染等業務ガイドライン」と言う。）の別紙6-1（1）に規定されている丸型V式容器（径120mm×56mm）のプラスチック容器（以下「V5容器」と言う。）に充填すること。なお、No.36及び37については、②アで選定した地点から1 haあたり3点となるように抽出し実施すること。

V5容器に試材を充填する場合は、容器をスタンピングしながら充填すること。

なお、試材の放射性物質濃度の測定については、バックグラウンド線量率に注意を払う必要があることから、採取した現地で測定することを避け、バックグラウンド線量率の影響の少ない施設内等において測定すること。

使用する機器は、放射線測定ガイドラインに基づき校正したNaIシンチレーション式サーベイメータとする。

また、測定は時定数を10秒とし、測定開始から30秒後の数値を測定値として記録すること。

イ 調査時には、調査日時・天候・気温・湿度・風速・土壌水分量を記録するとともに、調査地点の状況が分かるよう全測定箇所  
の遠景と近景をデジタルカメラにより撮影・記録（位置情報を含む。）すること。

#### ④ 国有林林道調査

福島県双葉郡葛尾村の柏原林道及び柏原林道柏原支線において、次の調査を実施する。

##### ア 空間線量率調査

測定は柏原支線分岐地点から柏原林道＋700m付近及び終点付近の2地点と、柏原支線＋200m、＋400m及び終点付近の3地点、合計5地点において、路面中央部、測定高は地上1.0mとし、シンチレータを林道終点側に向けることとする。時定数は10秒とし、測定開始から30秒後の数値を測定数として記録する。測定は1回とする。

測定時に天候・気温・湿度・風速及び測定時刻を記録する。

使用する機器は、放射線測定ガイドラインに基づき校正したNaIシンチレーション式サーベイメータとする。

##### イ 土壌調査

上記アの測点及びアの測点から水平方向にある山側と谷川の路肩で、表層から15cmまでの土壌を採取し、均一性を確保するため100回程度攪拌した後、「除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」（厚生労働省 平成23年12月22日付け基発1222第6号）（以下「除染等業務ガイドライン」と言う。）の別紙6-1（1）に規定されている丸型V式容器（径120mm×56mm）のプラスチック容器（以下「V5容器」と言う。）に充填すること。

V5容器に試材を充填する場合は、容器をスタンピングしながら充填すること。

なお、試材の放射性物質濃度の測定については、バックグラウンド線量率に注意を払う必要があることから、採取した現地で測定することを避け、バックグラウンド線量率の影響の少ない施設内等において測定すること。

使用する機器は、放射線測定ガイドラインに基づき校正したNaIシンチレーション式サーベイメータとする。

また、測定は時定数を10秒とし、測定開始から30秒後の数値を測定値として記録すること。

調査時には、調査日時・天候・気温・湿度・風速・土壌水分量

を記録するとともに、調査地点の状況が分かるよう全測定箇所  
の遠景と近景をデジタルカメラにより撮影・記録（位置情報を含  
む。）すること。

## (2) 取りまとめ

- ① 調査結果を取りまとめるとともに、その結果について分析を行  
い、データの整理・分析等の結果について電離放射線障害防止規  
則、作業環境測定基準等に合致し、森林施業が可能かを判断し、  
基準に満たない場合は当該小班の森林施業が可能となる時期の  
推測を行うこと。
- ② 各調査時の作業前・作業中・作業後の状況について写真（位置情  
報を含む。）で確認できるようにするとともに、データの整理・  
分析・管理について適正に行うこと。

## 5 監督職員及び管理技術者等

### (1) 監督職員

- ① 監督職員は、委託契約書及び本仕様書（以下「仕様書等」と言う。）  
に定められた事項の範囲内において、指示・承諾・協議等の職務を  
行うものとする。
- ② 監督職員がその権限を行使するときは、書面により行うものと  
する。ただし、緊急を要する場合、監督職員が受託者に対し口頭  
により指示等を行うこともあるので、受託者はその口頭による指示  
等に従うものとする。その場合、受託者は内容を書面に記載してく  
るとともに、後日、書面に記載した内容を監督職員が確認するもの  
とする。

### (2) 管理技術者

- ① 受注者は、事業の技術上の管理を行う管理技術者を定めるもの  
とする。ただし、管理技術者と現場代理人等を兼ねることはできな  
いものとする。
- ② 管理技術者は、仕様書等に基づき、事業の管理及び総括を行うも  
のとし、適正に事業を実施しなければならない。

### (3) 放射線管理者

受注者は、放射線管理責任者を選任し、作業者の被ばく管理を含め  
た一元管理を実施させること。なお、放射線管理者は、下記の放射線  
関係の国家資格保持者又は専門教育機関等による放射線管理に関す  
る講習等の受講者から専任することが望ましい。

- ① 第1種放射線取扱主任者又は第2種放射線取扱主任者
- ② 国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構が行う放射線防護

基礎コース(旧:放射線防護基礎課程)、放射線安全管理コース(旧:ラジオアイソトープコース)、旧放射線管理コース、旧 R1・放射線初級コース、R1・放射線上級コース

- ③ 国立研究開発法人 放射線医学総合研究所が実施した放射線防護課程、放射線影響・防護応用課程、放射線影響・防護基礎課程、旧ライフサイエンス課程
- ④ 日本原子力発電株式会社が行う原子力発電所の放射線管理員養成コース
- ⑤ 公益財団法人 放射線計測協会がを行う放射線管理入門講座、放射線管理・計測講座
- ⑥ 原子力企業協議会がを行う放射線管理員養成講習

## 6 安全管理

### (1) 事業中の安全確保

事業の実施に当たっては、労働基準法、労働安全衛生法、電離放射線障害防止規則、作業環境測定基準等の関係法令を遵守し、常に安全に留意して現場管理を行い、労災害等の防止と安全の確保に努めること。

### (2) 除染等業務従事者等被ばく線量登録管理制度

受注者は、自社及び関係の作業者が除染電離則第2条第7項に定める「特定汚染土壌等取扱業務」、第8項で定める「特定線量下業務」に係る業務等に従事する場合は、除染等業務従事者等被ばく線量登録管理制度に参加すること。また、汚染状況重点調査区域内における除染業務等については、被ばく線量登録管理制度において定める「線量記録及び健康診断結果の引き渡し」の項目について参加すること。

### (4) 一般的な安全対策

受注者は、作業者に対して熱中症、ハチ刺され及びダニ刺咬による疾病等について教育を実施した後、自動注射器及び虫よけ剤の配布など対策を講ずること。

また、クマの接近災害防止のため、クマ鈴やクマスプレーを携行させること。

### (5) 猟銃等による狩猟実施区域における調査について

受注者は、猟銃等による狩猟実施区域内で調査(通過を含む。)する際は、車両に「調査実施中」・「発砲注意」等を明示するなど、狩猟者への注意喚起を行うとともに、保安帽への蛍光テープの貼り付け、蛍光色等目立つ服装の着用及び呼子等の使用により作業者の安全対策を講ずること。

### (6) 現場作業時の歩行及び保護具の着用について

林内の歩行時には滑り止め等が装着された靴を着用し、落下物や転倒時に頭部を保護する保安帽の着用、作業に応じた保護手袋・保護マスクを着用すること。

## 7 情報の秘匿

### (1) 事業内容の公開及び転用の禁止

受注者は、発注者の許可なく本調査で得たデータ、調査結果を公開及び他業務に転用させてはならない。

### (2) 守秘義務

受注者は、本調査で知り得た事項等について、第三者に漏洩させない義務を負うものとする。

## 8 環境負荷低減への取組

受注者は、事業の実施に当たり、関連する環境関係法令を遵守するとともに、新たな環境負荷を与えることにならないよう、生物多様性や環境負荷低減に配慮した事業実施及び物品調達、機械の適切な整備及び管理並びに使用時における安全作業、事務所や車両・機械などの電気や燃料の不必要な消費を行わない取組の実施、プラスチック等の廃棄物の削減、資源の再利用等に努めるものとする。

## 9 成果品

### (1) 成果品について

調査内容を取りまとめた報告書 40 部、電子媒体（DVD 等） 5 部とする。（併せて発注者が貸与する HDD にデータを格納すること。）

また、各調査データ（野帳等を含む。）については、PDF のほかワードやエクセル、写真（位置データを含む。）等を元データのまま格納し、図面データについては、測定箇所データを GIS 等への取り込みが可能となるよう発注者の指示するファイル形式により作成し格納すること。

なお、納品に当たっては納品物の一覧表を作成し、納品前に監督職員による内容及び部数等の確認を受けること。

### (2) 成果品の納入場所及び納入期限

- ① 納入場所：群馬県前橋市岩神町四丁目 16 番 25 号  
関東森林管理局森林整備部森林整備課
- ② 納入期限：令和 9 年 2 月 10 日

## 9 その他

- (1) 発注者は、都合により調査個所の調査順位を指定することができ

る。

- (2) 本仕様書に記載されていない事項、又は取扱いについて疑義が生じた場合は、双方協議の上、決定するものとする。
- (3) 調査の実施に当たっては、森林法、国有林野の管理経営に関する法律、国有林野管理規程、その他関係法令を遵守するほか、監督職員の指示に従うものとする。
- (4) 調査に必要な図面、森林調査簿データ、空中写真及び既往の文献等について、本事業での使用に限り発注者が貸与するものとする。
- (5) 不明な点は監督職員の指示によるものとし、作業の進捗状況について週毎に監督職員に報告するものとする
- (6) 入林する際は管轄する森林管理署及び森林事務所に事前に連絡し、注意事項等特段の指示がある場合は、その指示に従うものとする。
- (7) 調査に当たっては、立木等国有林野の産物に損害を与えないよう留意するとともに、必要やむを得ず立木等を除去しなければならない場合は、事前に監督職員に届け出て、その指示に従うものとする。
- (8) 試材採取に当たっては、コンタミネーション（試材汚染）を回避するための方策をとるものとし、使用済の試材については適切に処分するものとする。
- (9) 本調査におけるデータ及び成果品の著作権等については、発注者である関東森林管理局に帰属し、保有するものとする。
- (10) 受注者は、「委託事業における人件費の算定等の適正化について」に基づき、委託事業に係る人件費を算出するものとする。  
また、委託事業の実施に当たり、直接作業時間を確認することができる書類等を整備し、事業終了後に発注者へ提出しなければならない。

令和8年度 旧避難指示区域等内国国有林における森林整備の実施に必要な放射し物質関係調査事業【箇所別一覧表】

No.	市町村	林小班	樹種	面積 (ha)	樹皮等 調査	土壌等 調査	関係森林管理署等	施業別	データ提出期限	別紙2位置図番号		狩猟図面 メッシュ番号
										1/20,000	1/5,000	
1	川俣町	160 ふ	スギ、アカマツ	2.60	9	9	福島署 川俣森林事務所	分収造林	令和9年1月15日	1	1-1	B353
2	川俣町	162 に	アカマツ	2.80	9	9	福島署 川俣森林事務所	分収造林	令和9年1月15日			B353
3	川俣町	162 ほ	スギ、アカマツ	2.27	9	9	福島署 川俣森林事務所	分収造林	令和8年11月30日	2	2-1	B352
4	田村市	250 に	スギ	4.63	15	15	福島署 常葉森林事務所	分収造林	令和8年11月30日	3	3-1	B252
5	田村市	251 き	スギ、アカマツ	7.17	24	24	福島署 常葉森林事務所	分収造林	令和8年11月30日	4	4-1	B154
6	田村市	255 る2	スギ、カラマツ	7.45	24	24	福島署 常葉森林事務所	分収造林	令和9年1月15日	5	5-1	B144
7	田村市	257 つ2	スギ、アカマツ	3.87	12	12	福島署 常葉森林事務所	分収造林	令和8年11月30日		4-2	B153
8	田村市	258 の	スギ、広葉樹	4.90	15	15	福島署 常葉森林事務所	分収造林	令和8年11月30日	4	4-3	B154
9	田村市	260 ほ3	スギ	1.98	6	6	福島署 都路森林事務所	分収造林	令和8年11月30日		6-1	B152
10	田村市	260 え	スギ、アカマツ	5.31	18	18	福島署 都路森林事務所	分収造林	令和8年11月30日		6-2	B154
11	田村市	261 わ1	スギ、アカマツ、広葉樹	4.43	15	15	福島署 都路森林事務所	分収造林	令和9年1月15日	6		B154
12	田村市	261 わ2	アカマツ、広葉樹	3.38	12	12	福島署 都路森林事務所	分収造林	令和9年1月15日		6-3	B154
13	田村市	261 よ	スギ、アカマツ	4.50	15	15	福島署 都路森林事務所	分収造林	令和9年1月15日			B154
14	田村市	261 う5	スギ、ヒノキ、アカマツ	2.68	9	9	福島署 都路森林事務所	分収造林	令和9年1月15日			B154
15	田村市	262 と	スギ、アカマツ、広葉樹	15.71	48	48	福島署 都路森林事務所	分収造林	令和8年11月30日		7-1	B163
16	田村市	262 う1	スギ、アカマツ	10.21	33	33	福島署 都路森林事務所	分収造林	令和8年11月30日			B154
17	田村市	262 く	スギ、アカマツ	3.33	12	12	福島署 都路森林事務所	分収造林	令和9年1月15日		7-2	B154
18	田村市	263 は	スギ、アカマツ	13.90	42	42	福島署 都路森林事務所	分収造林	令和9年1月15日	7		B163
19	田村市	263 つ	アカマツ、広葉樹	5.44	18	18	福島署 都路森林事務所	分収造林	令和9年1月15日		7-3	B163
20	田村市	263 き	アカマツ、広葉樹	4.44	15	15	福島署 都路森林事務所	分収造林	令和8年11月30日		6-4	B163
21	田村市	293 る2	アカマツ、広葉樹	3.64	12	12	福島署 都路森林事務所	分収造林	令和8年11月30日	8	8-1	B152
22	田村市	297 め	スギ、カラマツ、アカマツ、広葉樹	6.75	21	21	福島署 常葉森林事務所	分収造林	令和8年11月30日		9-1	B054
23	田村市	297 わ	スギ、ヒノキ、アカマツ	3.59	12	12	福島署 常葉森林事務所	分収造林	令和8年11月30日	9		B054
24	田村市	297 ね	スギ、ヒノキ、アカマツ	1.59	6	6	福島署 常葉森林事務所	分収造林	令和8年11月30日		9-2	B054
25	田村市	307 ち	スギ、アカマツ、広葉樹	3.01	12	12	福島署 小野町森林事務所	分収造林	令和9年1月15日	10	10-1	B052
26	田村市	318 ち	スギ、カラマツ	0.60	3	3	福島署 小野町森林事務所	分収造林	令和8年11月30日	11	11-1	B042
27	いわき市	755 る2	スギ、アカマツ	5.77	18	18	磐城署 木戸森林事務所	分収造林	令和9年1月15日	12	12-1	B573.B574
28	葛尾村	1064 た	アカマツ、広葉樹	3.60	12	12	磐城署 葛尾森林事務所	分収造林	令和9年1月15日		13-1	B261
29	葛尾村	1064 れ	アカマツ、広葉樹	4.64	15	15	磐城署 葛尾森林事務所	分収造林	令和9年1月15日			B261
30	葛尾村	1239 へ	アカマツ	6.80	21	21	磐城署 葛尾森林事務所	分収造林	令和9年1月15日	13	13-2	B261
31	葛尾村	1240 と1	アカマツ、広葉樹	0.26	2	2	磐城署 葛尾森林事務所	分収造林	令和8年11月30日		13-3	B261
32	葛尾村	1240 と2	ヒノキ、アカマツ	1.13	6	6	磐城署 葛尾森林事務所	分収造林	令和8年11月30日			B261
33	葛尾村	1244 リ	スギ、アカマツ	1.49	6	6	磐城署 葛尾森林事務所	分収造林	令和9年1月15日		13-4	B261
34	南相馬市	2008 め	スギ、アカマツ	4.80	15	15	磐城署 原町森林事務所	分収造林	令和9年1月15日		14-1	B462
35	南相馬市	2008 る	スギ、アカマツ	7.60	24	24	磐城署 原町森林事務所	分収造林	令和9年1月15日			B462
36	南相馬市	2011 ち1	スギ、ヒノキ、アカマツ	1.51	16 ※(8)	6	磐城署 原町森林事務所	国造	令和8年7月30日	14		B462
37	南相馬市	2011 ち3	スギ、広葉樹	4.19	42 ※(21)	15	磐城署 原町森林事務所	国造	令和8年7月30日		14-2	B462
38	南相馬市	2055 と	スギ、アカマツ	5.77	18	18	磐城署 馬場森林事務所	分収造林	令和8年11月30日		15-1	B371
39	南相馬市	2095 に	スギ、アカマツ	3.25	12	12	磐城署 馬場森林事務所	分収造林	令和8年11月30日		15-2	B273
40	南相馬市	2097 ろ	スギ、アカマツ	5.73	18	18	磐城署 馬場森林事務所	分収造林	令和8年11月30日	15		B273
41	南相馬市	2097 に	スギ、アカマツ	2.87	9	9	磐城署 馬場森林事務所	分収造林	令和9年1月15日		15-3	B273
42	南相馬市	2097 ほ	スギ、アカマツ	3.12	12	12	磐城署 馬場森林事務所	分収造林	令和9年1月15日			B273
43	南相馬市	2097 ち	スギ、アカマツ	3.02	12	12	磐城署 馬場森林事務所	分収造林	令和9年1月15日			B273
44	南相馬市	2100 む	スギ、アカマツ	3.93	12	12	磐城署 馬場森林事務所	分収造林	令和9年1月15日	16	16-1	B273
45	南相馬市	2102 か	スギ、ヒノキ	7.38	24	24	磐城署 馬場森林事務所	分収造林	令和9年1月15日		16-2	B273
46	飯館村	2306 へ	ヒノキ、アカマツ、広葉樹	4.10	15	15	磐城署 小宮森林事務所	分収造林	令和9年1月15日	17	17-1	B352
47	飯館村	2306 と	アカマツ	1.51	6	6	磐城署 小宮森林事務所	分収造林	令和9年1月15日			B352
48	飯館村	2330 か	ヒノキ、アカマツ	9.83	30	30	磐城署 小宮森林事務所	分収造林	令和9年1月15日	18	18-1	B363
49	飯館村	2345 い1	スギ、ヒノキ、アカマツ	16.34	51	51	磐城署 草野森林事務所	分収造林	令和8年11月30日			B451.B452
50	飯館村	2345 い3	スギ、ヒノキ、アカマツ	0.82	3	3	磐城署 草野森林事務所	分収造林	令和8年11月30日	19	19-1	B451.B452
51	飯館村	2345 い4	スギ、ヒノキ、アカマツ	0.25	2	2	磐城署 草野森林事務所	分収造林	令和8年11月30日			B451.B452
52	飯館村	2345 い5	スギ、ヒノキ、アカマツ	1.65	6	6	磐城署 草野森林事務所	分収造林	令和8年11月30日			B451.B452
53	飯館村	2346 る2	スギ、アカマツ	8.92	27	27	磐城署 草野森林事務所	分収造林	令和8年11月30日		19-2	B453
54	飯館村	2348 そ4	ヒノキ、アカマツ	4.83	15	15	磐城署 草野森林事務所	分収造林	令和9年1月15日	20	20-1	B454
55	飯館村	2352 る1	スギ、カラマツ	4.01	15	15	磐城署 草野森林事務所	分収造林	令和9年1月15日		20-2	B454
56	飯館村	2354 は	スギ、アカマツ	7.64	24	24	磐城署 草野森林事務所	分収造林	令和9年1月15日			B463
57	飯館村	2354 り1	スギ、アカマツ	5.93	18	18	磐城署 草野森林事務所	分収造林	令和9年1月15日	21	21-1	B463
58	飯館村	2354 り2	スギ、アカマツ	12.75	39	39	磐城署 草野森林事務所	分収造林	令和9年1月15日			B463
59	飯館村	2357 り1	ヒノキ、アカマツ	11.93	36	36	磐城署 草野森林事務所	分収造林	令和9年1月15日			B461
60	飯館村	2357 り2	ヒノキ、アカマツ	1.24	6	6	磐城署 草野森林事務所	分収造林	令和9年1月15日	22	22-1	B461
61	飯館村	2358 の2	スギ	2.31	9	9	磐城署 草野森林事務所	分収造林	令和9年1月15日		22-2	B463
福島				130.18	426	426						
磐城				170.92	596	559						
合計				301.10	1,022	985						

※「福島県指針」の4(1)イ(ア)により調査を実施する本数